

(仮称) 上尾伊奈ごみ広域処理施設に関する都市計画説明会

日 時	令和 7 年 1 0 月 2 5 日 (土) 1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 0 0	
場 所	伊奈町役場 3 階 第 1 会議室	
住民参加者	9 名	
事 務 局	伊奈町	環境対策課長 環境対策課長補佐 環境対策課廃棄物対策係 上尾伊奈資源循環組合 次長 施設担当

1 開会

司会 定刻となりましたので、ただ今より、「(仮称) 上尾伊奈ごみ広域処理施設に関する都市計画説明会」を開会します。

本日、司会を務めさせていただきます、伊奈町環境対策課の川田です。よろしくお願いします。

会議を記録するため、音声の録音と、皆様の後方からの写真撮影をさせていただきますので、ご了承ください。

本日の資料につきましては、A4の「次第」、A4横刷りの「(仮称) 上尾伊奈ごみ広域処理施設に関する都市計画について」、A3の「(仮称) 上尾伊奈ごみ広域処理施設整備事業の概要」以上の3点でございます。

過不足等ございませんでしょうか。

2 あいさつ

司会 それでは、次第に沿って進行させていただきます。

「次第2」、伊奈町環境対策課 北村課長よりご挨拶申し上げます。

伊奈町 皆様、おはようございます。環境対策課長の北村です。

日ごろより伊奈町及び上尾市の、ごみ広域行政にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

現在、上尾伊奈資源循環組合が進めております「上尾伊奈ごみ広域処理施設整備」は、令和２年８月に建設候補地を伊奈町の小室地内に決定いたしました。

この「(仮称) 上尾伊奈ごみ広域処理施設」を都市計画上、「ごみ焼却ごみ処理場」として位置づける必要があり、現在手続きを進めているところでございます。

本日の説明会は、都市計画に関する手続きや、ごみ広域処理施設整備事業の内容に関する説明を行い、住民の皆様へ、ごみ広域処理事業を広く周知・ご理解いただくことを目的としております。

都市計画決定の時期は、令和９年１月頃を予定しており、その翌年度より土地造成を開始し、令和１５年度の施設稼働を目指し、建設を進めてまいります。

現在、事業が遅滞なく進められますのも、皆様のご理解があつてのことと深く感謝をしております。

今後も皆様にご理解・ご協力いただけますよう努めてまいりますので、引き続きご協力を賜りますよう、お願い申し上げて、わたくしの挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

３ (仮称) 上尾伊奈ごみ広域処理施設に関する都市計画について

司会 続きまして、「次第３ (仮称) 上尾伊奈ごみ広域処理施設に関する都市計画について」ご説明いたします。

伊奈町 A4 横刷りの「(仮称) 上尾伊奈ごみ広域処理施設に関する都市計画について」をご覧ください。

２ページになります。

まず、都市計画とは都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業に関する計画のことになります。

ごみ処理施設につきましては、都市計画法第１１条におきまして、水道、

電気供給施設等と同様に都市施設に位置付けられており、建築基準法では、町の都市計画審議会にて協議したうえで、都市計画上支障がなければ新築することができることとなっております。

そのため、今回の都市計画の変更につきましては、伊奈町及び上尾市の職員で構成しております上尾伊奈資源循環組合が伊奈町内に施設を建設するうえで新たに都市計画に位置づけることを目的としております。

3 ページ目をご覧ください。

今回の都市計画決定において変更するために必須の内容となります。

1 つ目が施設の種類、2 つ目が名称、3 位置及び区域、4 面積となっており、この内容を反映させた都市計画の原案として、計画書、理由書、総括図、計画図をこの度の閲覧に掲載しております。

4 ページ目をご覧ください。

ここからは現在、閲覧を行っております都市計画図書の原案を抜粋したものととなります。

まず、種類につきましては、ごみ焼却ごみ処理場となっており、番号としては、1 番を現状、上尾市にございます上尾市西貝塚環境センターとし、今回、新たに都市計画決定にて追加する本施設を 2 番としており、都市計画上の名称としては（仮称）上尾伊奈ごみ広域処理施設とし、正式な名称としては今後、検討していく予定でございます。

なお、伊奈町のクリーンセンターにつきましては都市計画上、ごみ焼却場であることから施設種別が異なります。

また、この度の都市計画の変更理由としましては、上尾都市計画区域を構成する上尾市及び伊奈町では、ごみ処理施設を単独で保有し各々ごみ処理を行っていましたが、施設の老朽化及び維持管理コストの増加が課題となっており、早期建て替えが必要となっております。

そのため、安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築のため、ごみの広域処理の検討を行い、令和 3 年度に策定した「上尾・伊奈広域ごみ処理基本計画」において、伊奈町内に新たに施設を設けることになったことから、（仮称）上尾伊奈ごみ広域処理施設を追加するものです。

補足になりますが、上段のタイトルにおきましては、伊奈町で都市計画決定を行う事業にも関わらず、上尾都市計画と記載されておりますが、こちらは埼玉県で作成しております都市計画基本指針である「まちづくり埼玉プラン」において上尾市及び伊奈町を1つとした都市計画域として位置づけられていることから上尾都市計画となっております。

5 ページ目をご覧ください。

「位置」としては、伊奈町大字小室字精進場及び字西に位置し、西側を流れる原市沼川、北側にはセキチュー上尾店、東側には伊奈中央駅が位置しており、面積としては約70,000㎡です。

次に6 ページをご覧ください。

区域につきましては、北側に県道さいたま菖蒲線、東側に町道第106号線、南側に同様に事業を進めております都市計画道路上尾伊奈線が造成予定の区域となっております。

最後に7 ページをご覧ください。

今後の都市計画の手続きに関するスケジュールにつきましては、現在、都市計画変更原案に関する閲覧を11月4日（火）まで実施しており、本都市計画に対して意見を述べたい場合は、公述書を作成していただき、11月11日（火）17時15分までに環境対策課の窓口もしくは11日必着での郵送していただければ、公聴会で意見を述べることができます。

ただし、公聴会につきましては、本都市計画に関する事項に対して公述ができますが、ごみ広域処理施設の施設内容や現在、実施しております環境影響評価等の内容につきましては取り扱いすることができません。

なお、公述希望者がいない場合、公聴会は開催しませんのでその際は町のホームページに掲載しますのでご確認ください。

今回の原案の閲覧及び公聴会が終わりましたら、令和8年1月頃には都市計画変更に関する案を作成し、6月頃に縦覧期間を設け、この期間にて意見書を受け付ける予定で、この意見は誰でも提出することができます。

案がまとまりましたら、埼玉県と協議を行い、12月頃に町の都市計画審議会にて本都市計画事業を諮ったうえで、令和9年1月頃に都市計画決定を

予定しております。

都市計画に関する説明は以上となります。

4 (仮称) 上尾伊奈ごみ広域処理施設整備事業の概要について

司会 ありがとうございました。

続きまして、「次第4 (仮称) 上尾伊奈ごみ広域処理施設整備事業の概要について」上尾伊奈資源循環組合よりご説明いたします。

組合 お手元資料おもての左上をご覧ください。

「これまでの経緯」について説明します。

上尾市と伊奈町では、現在のごみ処理施設の老朽化により、新施設の検討が急務となり、平成30年度に、ごみ処理の効率化などを目的として、ごみ処理施設をひとつにまとめて整備する方針を決定しました。そして、新たなごみ広域処理施設の整備を担当する、私ども上尾伊奈資源循環組合が令和5年度に設立され、施設整備基本構想を策定し、現在は、より具体的な内容を定めるため、施設整備基本計画の策定を進めております。

ひとつ下の枠をご覧ください。新たなごみ広域処理施設における「処理対象物」の一覧です。ここで注目なのが、プラスチック類を資源化することです。プラスチック類には、「プラマークのついている」容器包装プラスチックと、「プラマークのついていない」プラスチック製品がありますが、どちらも資源化できるような施設整備を行う計画です。なお、分別収集方法については、今後、各市町において検討し決定します。

続いて、お手元資料の右側をご覧ください。「建設予定地」について説明します。建設予定地は、令和2年に、上尾市と伊奈町が、地元から応募があった場所を選定しました。場所は伊奈町の大字小室地内で、市町境の伊奈町側、「ホームセンターセキチュー上尾店の道路を挟んで南側の地域です。周辺の状況ですが、敷地の西側には原市沼川が流れており、敷地の南側は、新しく作られる都市計画道路上尾伊奈線、敷地の北側は、県道さいたま菖蒲線、敷地の東側は町道と接します。

続いて、手元資料の一番下をご覧ください。「稼働開始までのスケジュール

（案）」について説明します。現在、新たなごみ広域処理施設の稼働開始を令和 15 年度目標として事業を進めています。スケジュールとしましては、施設整備基本計画を今年度に策定し、令和 8 年度に都市計画決定する予定です。令和 8 年度には、ごみ処理施設の設計・建設を行う事業者の選定作業にも着手する予定です。令和 9 年度は、建設予定地の用地取得、事業者の選定、設計・建設工事の着手となり、試運転期間も含めて 5 年ほどの工事期間を経て、令和 15 年度の稼働開始を予定しております。

お手元資料うら面をご覧ください。こちらでは、新たなごみ広域施設についての具体的な検討の内容についてご説明します。お手元資料の中心部分をご覧ください。施設整備における「4 つの基本方針、コンセプト」です。施設整備における具体的な内容は、令和 5 年度に策定した施設整備基本構想で定めた基本方針に沿って、すべてをバランスよく達成できる施設となるように検討しております。

続いて、お手元資料の左上をご覧ください。「施設諸元（案）」について説明します。施設名称は、「（仮称）上尾伊奈ごみ広域処理施設」で、都市施設の名称もこちらを使用します。正式名称は今後検討する予定です。

敷地面積は約 7 h a です。

主要施設は、管理棟と工場棟の 2 つで、安全性なども考慮して別々の建物として整備します。管理棟には、組合職員事務室の他、見学者を受け入れるための大会議室や、会議を行うための会議室などがあります。

工場棟には、可燃ごみ処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、資源物処理施設、ストックヤードの 4 種類の処理施設があり、現状では、この 4 つの処理施設をひとつの建物に収めます。

受付日・時間は、原則、平日の月曜日から金曜日、8 時 30 分から 16 時 30 分です。

各処理施設の施設規模は、両市町の令和 15 年度のごみの将来推計から算出しており、可燃ごみ処理施設は、1 日 24 時間稼働で日量 180 トン不燃・粗大ごみ処理施設は、1 日 5 時間稼働で日量 27.9 トン、資源物処理施設は、1 日 5 時間稼働で日量 44.6 トンです。

可燃ごみの処理方式については、ストーカ式焼却方式を採用します。スト

一カ式焼却方式は、ストーカと呼ばれる火格子の上にごみを供給し、火格子の下から空気を吹き込みながらごみを燃焼させる方式で、上尾市の西貝塚環境センターにも採用されている方式で、国内での導入数が最も多い安定した処理方式です。

お手元資料の左下をご覧ください。「配置図（案）」について説明します。

まず、都市施設に定める区域は、赤枠で囲んだ範囲となります。工場棟左上の赤い小さな四角の部分は、東京電力の鉄塔がある場所であり、区域から除いています。続いて主要施設である、管理棟と工場棟は、面積の広い南側に配置する予定で、工場棟を西側、管理棟を東側とし、渡り廊下で行き来できるようにになっています。敷地西側の原市沼川沿いは、自然環境や将来の河川拡幅、上空には東京電力の高圧電線が通っていますので、これらを配慮し、建築物等を極力設置しない方針です。緑色の有効活用スペースは、通常時には広場や公園として機能し、災害時には災害廃棄物の一時的な仮置場となります。

続いて、出入り口について説明します。出入口は、南側の都市計画道路上尾伊奈線とする予定です。ただし、搬入車両の過半数を占める上尾市の収集車については、南側から退場を行おうとすると、退場時の右折待ちで工場内に渋滞を発生させる可能性がありますので、上尾市収集車については、オレンジ色の矢印で記載しているとおおり、南側から入場した上尾市収集車は、ごみを下ろした後に、敷地北側へと進み、北側の出口から左折で県道さいたま菖蒲線に出る動線です。なお、北側の県道さいたま菖蒲線は、交通量も多く、道幅もそれほど広くありません。そのため、北側から車両が入場できるようにしてしまうと、入場待ちの車両が渋滞を発生させる可能性がありますので、北側は、左折退場のための出口一方通行とし、入場はできないようにする計画です。伊奈町の収集車については、緑色の矢印で記載しておりますが、南側の出入り口から入場と退場を行います。

また、入場してきた車両の待機動線は、紫色の点線で囲っております。入場する車は、ごみ収集車と一般持込車の2種類となります。ごみ収集車は、車両データを事前に登録しているためスムーズに受付が可能です。一般持込車は、本人確認などに時間がかかります。そのため、ごみ収集車と一般持込車を同じ車線で受け入れてしまうと、渋滞を発生させる可能性があります。そこで、待機動線を2車線とし、収集車と一般持込車を別々に受け入れ

る予定です。距離としては、それぞれ 150m 以上、合計 300m 以上を確保します。

資料の右上をご覧ください。「公害防止基準（案）」についてご説明します。ごみ処理施設は、各種法令により、排気ガス、騒音、振動、悪臭、排水について規制値が定められております。法令規制値をクリアすることが稼働の最低条件ですので、これを遵守することは当然として、新施設では、住民の皆様が安心していただけるよう、他市町村の施設等も参考にしながら、可能な範囲で法令規制値よりも厳しい自主基準値を設定しております。各種規制値はお手元の資料でご確認ください。表の一番下の排水につきましては、公共下水道へ接続し、ごみ処理施設からの排水を河川等に流さない計画です。

最後に、資料の右下をご覧ください。施設の「主要な機能（案）」についてご説明します。土木・建築に関しては、施設を建設する際の造成や外構工事に関する方向性を記載しております。建設予定地は伊奈町防災マップにおいて浸水想定区域に該当しないことは確認しておりますが、過去の水害歴等も考慮して適切な地盤高を確保します。そのほかにも、施設の配置や車両動線などについて、安全性や周辺の方々へのご迷惑にならない施設といたします。プラント、工場設備については、低公害かつ省エネで、さらに耐久性の高い設備を積極的に採用します。AI 技術や IoT 技術についても積極的に採用を検討し、今後の労働力不足への対応だけでなく、近年問題となっているリチウムイオンによる発火事故等にも適切に対応できるよう、最新の技術を検討しています。また、ごみの焼却熱等を有効に活用し発電を行います。防災機能については、災害時にごみ処理施設が停止してしまうと、街中にごみがあふれるという二次災害につながりますので、災害時にいち早く復旧可能な耐震性等を確保します。丈夫な施設をつくりますので、災害時に周辺の方々が一時的に避難できる場所の提供と備蓄などを検討しています。環境学習機能については、子供だけでなく、大人も学べるような内容とし、見学者を受け入れるのに必要な会議室を確保します。ごみ処理以外で、住民の皆様も利用できる施設としては、広場・公園機能や設備は今後検討します。施設に運び込まれた粗大ごみなどのうち、まだ使えるものについては、住民の皆様提供することや、発電した電気を利用した電気自動車の充電設備の設置を検討しております。施設整備事業の概要説明は以上となります。

5 質疑応答

司会 ありがとうございました。

続きまして、「次第5 質疑応答」に移ります。

多くの方からご質問をお受けしたいので、まずは一人一問ずつのご質問をいただき、時間の許す限り二周目、三周目とさせていただきます。

住民 新しい施設が稼働した場合、現状の施設はどうなりますか。

伊奈町 仮稼働時期を経てから本格稼働になった際は上尾市と伊奈町の旧施設は稼働停止することを予定しています。

ただし、旧施設の活用方法については未定です。

住民 何年か前に、上尾市西貝塚環境センターで火災になってしまい、ごみ処理ができなくなったが、仮に新しい施設にて火災になった場合は、民間の会社に処理委託するような想定はありますか。

組合 今年度に入ってから、川口市さんや蕨市さんで、火災事故等で施設の稼働が停止となることがございました。そのような場合は、ごみの広域処理の調整を埼玉県へ依頼し、搬入可能な近隣のごみ処理施設に受け入れてもらうことを想定しています。

住民 ごみ処理施設用地に対する固定資産税の課税はどのような取扱いになりますか。

伊奈町 土地の名義は組合となります。組合は、地方公共団体となりますので、固定資産税の課税対象とはなりません。

住民 都市計画道路と施設の工事は同時並行となりますか。

伊奈町 都市計画道路と施設の工事は同時並行で事業は進めていきますが、工事としては施設の敷地が広く、造成工事もあることから施設の方が先に進むことを想定しています。どちらも令和14年度末までにどちらも完成する予定です。

住民 発電は常識になっているが、発電の規模はどの程度でしょうか。

組合 上尾市西貝塚環境センターは発電しており、伊奈町クリーンセンターでは発電はしておりません。新施設での発電量を試算したところ、現在の上尾市西貝塚環境センターでの発電量の倍くらいになる見込みです。

住民 発電はどこで利用することになっていますか。

組合 自家消費したのちに、残った分は売電を行います。

住民 分別を見ると今の伊奈町と変わらないようです。なんでも燃やせるほうがいいのではないのでしょうか。これは決まったことでしょうか。

伊奈町 プラ新法（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）が制定されましたので、プラスチック製容器包装及びプラスチックのみで形成されたものは両市町で収集すること想定しています。ただし、可燃ごみや不燃ごみ等の詳しい分別内容に関しては今後、検討していく予定です。

住民 上尾市の現状はどうですか。

伊奈町 現状ではプラスチック類は燃やしています。

住民 資料に環境基準値が載っていますが、このようにするということですか？

組合 資料掲載した自主基準値で事業を進めていくこととしています。

住民 新しくごみ処理施設できることで、交通量が増えるであるとか、今どきは煙がもくもくすることはないのかもしれませんが、生活していて、何か違いは出てくるのでしょうか。

組合 気温が低いときに煙突から水蒸気が出て白く見えることはあります。煙突の上で生活しても人体に影響が出ないと言われるくらいの厳しい基準を設定しておりますので、煙突の煙等に関しては心配ございません。市町からのごみ収集車が集まってくることにはなりますので、交通状況について、体感は変わってくることが想定されます。

6 閉会

司会 他にはございますでしょうか。

無いようですので、以上をもちまして

「(仮称) 上尾伊奈ごみ広域処理施設に関する都市計画説明会」を閉会させ

て頂きます。

本日は、ご参集いただき、有難うございました。